○海上保安庁告示第百九十四号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	青森港木材港西防波堤灯台
位置	
所在地	青森県青森港第三区（木材港西防波堤外端）
北緯	四〇―五一―〇六
東経	一四〇―四二―二六
変更した事項	名称
変更した事項	青森港沖館東防波堤東灯台
位置	
所在地	青森県青森港第二区（沖館東防波堤東端）
北緯	四〇―五〇―二八
東経	一四〇―四四―〇九
灯質	単閃赤光　毎三秒に一閃光
高さ	地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日	平成二十四年七月十日

名称	鼻繰埼沖ENEOSグローブガスターミナル第四号灯浮標
位置	
所在地	鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約一・八キロメートル
北緯	四〇―五二―四八
東経	一四〇―四九―〇三
変更した事項	一時撤去中のところ復旧
変更年月日	平成二十四年七月十日

○海上保安庁告示第百九十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	高島根灯浮標	
位置		
所在地	宮城県仙台塩釜港塩釜区（船入島の南西方約一・一キロメートル）	
北緯	三八―一八―四二	
東経	一四一―〇六―四四	
変更した事項	光度	実効光度一〇〇カンデラ
	光達距離	五・〇海里
変更年月日		平成二十四年七月十一日

名称	樽井漁港西防波堤灯台	
位置		
所在地	大阪府泉南市（樽井漁港西防波堤外端）	
北緯	三四―二二―五八	
東経	一三五―一五―三五	
変更した事項	高さ	地上から構造物の頂部まで六・三メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
変更年月日		平成二十四年七月十一日

名称	樽井漁港東突堤灯台	
位置		
所在地	大阪府泉南市（樽井漁港東突堤外端）	
北緯	三四―二二―五六	
東経	一三五―一五―三四	
変更した事項	高さ	地上から構造物の頂部まで六・〇メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
変更年月日		平成二十四年七月十一日

○海上保安庁告示第百九十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年八月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度九分三秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度四分五六秒東経一四二度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度九分五七秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三四度五分三秒東経一三八度七分五九秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

○中部地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
知立市牛田町東向山八一番二〇から同市牛田町東向山八三番二まで	前	三七・七五～四三・七七メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	三七・七二～四三・一六	〇・〇一六

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
名古屋市南区堤町二丁目九六番二地内	前	三四・三〇～三六・四〇メートル	〇・〇一八キロメートル
	後	四五・一〇～四五・一〇	〇・〇一八

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

(ル)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ワ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内

(カ)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十四年九月一日から平成二十四年九月二十日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第三十二号（平成二十四年八月十七日発行）